

検定試験を受けて組合士になろう!!



●受験資格

特になし ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。

●願書受付期間

令和元年9月2日(月)～10月15日(火)

●試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

●受験料

5,000円 (一部科目免除者は3,000円)

●試験日

令和元年12月1日(日)

●お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせください。

●試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・
静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・
福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇

組合士

検索

中小企業組合 検定試験を受けて 中小企業組合士になろう!

あなたの
チャレンジを
期待しています

● 中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号です（全国中小企業団体中央会により認定）。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で3,000名の方が、中小企業組合士として組合（事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など）はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。

● 組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

中小企業組合検定試験概要（令和元年度）

試験科目	組合会計・組合制度・組合運営 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目的受験が免除されます。
試験日	令和元年12月1日（日） ※詳しくは「中小企業組合検定試験のご案内（願書）」をご覧ください。
試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇
受験料	5,000円（一部科目免除者は3,000円）
受験申込	願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会（願書の裏面一覧表参照）へお申し込み下さい。
願書受付期間	令和元年9月2日（月）～10月15日（火）
合格発表	令和2年3月2日（月）
中小企業組合士の手続き	試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

● 中小企業組合士が誕生するまでの通常の流れ

